

鶴岡市告示第 3 9 4 号

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、住居表示を実施すべき区域の期日及び当該区域における住居表示の方法並びに街区符号及び住居番号を次のとおり定めた。

令和 3 年 7 月 9 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

- 1 実施区域 添付図のとおり
- 2 実施期日 令和 3 年 8 月 2 8 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別添住居表示新旧・旧新対照表及び
新旧対照案内図のとおり